

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

埴 町 長

市町村名 (市町村コード)	埴 町 (074837)	
地域名 (地域内農業集落名)	笹 原 地 区 (板庭、中塚、川上1区、川上2区、川上3区、清水、川上4区、前田、木野反、湯岐第1、湯岐第2、片貝、殿畑、石堀子、磐城農場、大畑、山形、田野作、那倉第1、那倉第2、那倉第3、坂本長岡、黒下、折籠、田代第1、田代第2)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 11 月 19 日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

平坦部は水稻を主として耕作され、山間地域においても水稻は作付けされているが畜産経営(繁殖牛、肥育牛)も行われている。また採卵養鶏(1社)の経営も行われている。地区内の水稻耕作者が高齢化(後継者不足)となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

畜産業の維持や現在の水稻耕作者の維持・規模拡大に期待するところである。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	869 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	869 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

平坦部においては水稻栽培を基本とし、山間部は畜産経営を維持し、山間部の耕地への花木植栽等により維持管理に努めたい。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
小規模農家から大規模経営稲作農家・農業生産法人、新規就農者等へ集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
小規模農家から大規模経営稲作農家・農業生産法人、新規就農者等へ集約のため、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
この地区は、山間地域の耕地が主であるが、平坦部においては、今後、要望があるときは大規模圃場の整備を検討したい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
山間部における花木や花卉栽培への誘導を図る、畜産経営体の規模拡大を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在も作業委託などによるJA等のライスセンター等の利用を継続し農地の耕作を維持する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①獣害等の被害を抑えるため捕獲機の貸し出しを利用し被害防止に努める。③一部害虫防除のため受託業者の利用を図り広範囲の害虫防除に努めることとする。耕畜連携による家畜の堆肥の提供を受け耕地への施用も継続してゆく。⑦地域の多面的機能保全のための活動を継続してゆく。⑨飼料用稲や稲わらの畜産農家への提供、堆肥の農地還元を継続していく。				